令和４年度 特定共同指導・共同指導（歯科）における主な指摘事項

※以下は、その当時の施設基準、算定要件等に基づき行った指導において指摘した事項ですのでご留意ください。

１ 診療録等の記載

○ 診療録

・診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。

・診療録の整備及び保管状況について不備な例が認められたので、診療録が散逸しないように適切に編綴すること。

・レセプトコンピュータ等ＯＡ機器により作成した診療録において、診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない例が認められたので、適切に診療録を作成すること。

・診療録第１面（療担規則様式第一号（二）の１）の記載内容が不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

［例：部位、傷病名、終了年月日、転帰、主訴の記載がない又は誤っている
歯科医学的に診断根拠のない傷病名（いわゆるレセプト病名）が認められる］

・診療録第２面（療担規則様式第一号（二）の２）の記載内容が不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

［例：症状、所見、部位、診療方針の記載がない又は不十分］

・診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので適切に記載すること。

［例：行を空けた記載、鉛筆による記載、診療行為の手順と異なる記載、訂正又は追記した者及び日時が不明］

・電子的に保存している記録について、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第 5.2 版：令和４年３月）に準拠していない事項が認められたので、適切な医療情報システムの運用を行うこと。

○ 歯科技工指示書

・歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

［例：設計、使用材料、発行した歯科医師の氏名、当該歯科医師の勤務する診療所の所在地］

○ 歯科衛生士の業務記録

・歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない。

２ 基本診療料

○ 初診料

・診療が継続している場合に、算定している。

○ 歯科診療特別対応加算

・診療録に記載すべき内容（算定した日の患者の状態）について、画一的に記載している又は記載が不十分である。
・著しく歯科診療が困難な者に該当していない場合に算定している。

３　医学管理等

○　歯科疾患管理料

・歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。
・１回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。
・２回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。
・患者等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない場合に、文書提供加算を算定している。
・文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分である。

［例：患者の基本状況（服薬、生活習慣の状況等）、治療方針の概要等（これまでの治療、改善目標、治療の予定等）］

・撮影した口腔内カラー写真を診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理していない。
・長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容（患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点）について、記載が不十分である。

○　小児口腔機能管理料

・小児口腔機能管理料を算定した月に診療録（指導・管理に係る記録を文書により作成している場合はその文書）に記載すべき内容について、指導・管理内容の記載が不十分である。

○　周術期等口腔機能管理計画策定料

・管理計画書の内容を診療録に記載又は管理計画書の写しを診療録に添付していない。

○　周術期等口腔機能管理料

・管理報告書の内容を診療録に記載又は管理報告書の写しを診療録に添付していない。

○　歯科衛生実地指導料１

・情報提供文書を作成していない。
・う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘を実施していない。
・診療録に記載すべき内容（歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について、診療録に記載していない。
・情報提供文書に記載すべき内容（指導等の内容、口腔衛生状態、指導を行った歯科

衛生士の氏名）について、記載が不十分である。

○　**歯周病患者画像活用指導料**

・歯周病患者画像活用指導料について、歯周病に罹患している患者に対しプラークコントロールの動機付けを目的として行われていなかった場合に算定している。

・口腔内カラー写真の整理・保管に不備がある。

○　**歯科特定疾患療養管理料**

・診療録に記載すべき内容（症状及び管理内容の要点）について、診療録に記載していない。

○　**悪性腫瘍特異物質治療管理料**

・腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載していない。

○　**歯科治療時医療管理料**

・患者の血圧、脈拍及び経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視を行っていない。

○　**診療情報提供料（Ⅰ）**

・交付した文書の写しを診療録に添付していない。

・診療に基づき、別の保険医療機関での診療の必要性等が認められない診療内容の報告を行った場合に算定している。

○　**新製有床義歯管理料**

・情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

４　在宅医療

○　**歯科訪問診療料**

・診療録に記載すべき内容（訪問先名、歯科訪問診療の際の患者の状況等（急変時の対応の要点を含む））について、画一的に記載している又は記載が不十分である。

○　**歯科診療特別対応加算**

・診療録に記載すべき内容（算定した日の患者の状態）について、画一的に記載している又は記載が不十分である。

○　**在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料**

・診療録に記載すべき内容（指導管理の内容の要点）について、記載が不十分である。

５　検査

○　**電気的根管長測定検査**

・検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

○　**歯周基本検査**

・必要な検査のうち歯周ポケット測定（１点以上）、歯の動揺度の結果を診療録に記載又は結果が分かる記録を診療録に添付していない。

○　**歯周精密検査**

・必要な検査のうち歯周ポケット測定（４点以上）、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度又はプラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

○　**顎運動関連検査**

・検査結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

〇　**有床義歯咀嚼機能検査**

・必要な検査のうち咀嚼能力測定の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

〇　**医科と共通の検査**

・術前の検査を画一的に実施している。

〇　**呼吸心拍監視**

・観察した呼吸曲線、心電曲線、心拍数のそれぞれの観察結果の要点を診療録に記載していない。

６　画像診断

〇　**総論的事項**

・必要性の認められない歯科エックス線撮影を行っている。

・撮影した歯科エックス線写真を確認できない。

・歯科疾患の画像診断に際しては、歯科疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。

・歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない。

〇　**診断料**

・歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科用３次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

７　リハビリテーション

〇　**歯科口腔リハビリテーション料１**

・診療録に記載すべき内容（調整部位又は指導内容等の要点）について、診療録に記載していない。

〇　**摂食機能療法**

・診療計画書を作成していない。

８　歯周治療

〇　**診断、処置、手術等**

・歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」（令和２年３月　日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。

・歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載がなく、診断根拠や治療方針が不明確である。

〇　**歯周基本治療**

・歯周基本治療（スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング）を歯周病検査の結果に基づいて行っていない。

〇　**歯周病安定期治療**

・歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

・一時的に症状が安定した状態に至っていない場合に算定している。

○　**歯周病重症化予防治療**

・歯周病重症化予防治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

・歯周ポケットが４ミリメートル未満で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態のものに該当していない場合に算定している。

９　処置等

○　**う蝕処置**

・診療録に記載すべき内容（処置内容等）について、不十分である。

○　**歯髄保護処置**

・歯髄温存療法又は直接歯髄保護処置を行った際に、処置内容及び経過観察期間等に係る事項について患者に説明した内容の要点を診療録に記載していない。

○　**象牙質レジンコーティング**

・生活歯歯冠形成を行った歯に該当していない場合に算定している。

○　**加圧根管充填処置**

・複数の根管を有する歯において、一部の根管で緊密な根管充填を行っていない。

○　**口腔内装置**

・口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録に記載していない。

○　**歯冠修復物又は補綴物の除去**

・メタルコア又は支台築造用レジンを含むファイバーポストであって歯根の３分の１以上のポストを有するものに該当していない場合に、歯冠修復物又は補綴物の除去「３　著しく困難なもの」を算定している。

○　**有床義歯床下粘膜調整処置**

・旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外に算定している。

10　手術

○　**抜歯手術**

・症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録に記載していない。

・歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対して骨の開さく又は歯根分離術等を行っていない場合に、難抜歯加算を算定している。

・骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が３分の２以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、抜歯手術「４　埋伏歯」を算定している。

○　**歯根嚢胞摘出手術**

・歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たない場合に、歯根嚢胞摘出手術「１　歯冠大のもの」を算定している。

・歯根嚢胞の大きさが拇指頭大に満たない場合に、歯根嚢胞摘出手術「１　歯冠大のもの」として算定すべきものを歯根嚢胞摘出手術「２　拇指頭大のもの」で算定している。

○　**口腔内消炎手術**

・診療録に記載すべき内容（手術部位、症状及び手術内容の要点）について、記載が不十分である。

○　**歯周外科手術**

・歯肉剥離掻爬手術における症状、所見について、診療録への記載が不十分である。

11　麻酔

・浸潤麻酔における麻酔薬剤の使用量について、診療録に記載していない。

12　歯冠修復及び欠損補綴

○　**補綴時診断料**

・診療録に記載すべき内容（欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、診療録に記載していない。

○　**クラウン・ブリッジ維持管理料**

・患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

・患者への提供文書に記載すべき内容（クラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨）について、記載が不十分である。

○　**有床義歯修理**

・修理内容の要点を診療録に記載していない。

○　**有床義歯内面適合法**

・有床義歯内面適合法（有床義歯床裏装）の実施内容について、診療録への記載が不十分である。

13　歯科矯正

○　**歯科矯正管理料**

・患者又はその家族に提供した歯科矯正管理料に係る文書の写しを診療録に添付していない。

・経過模型による歯の移動等の管理を行っていない。

14　診療報酬の請求等に関する事項

○　**届出事項**

・届出事項（保険医の異動、標榜診療時間の変更）について、変更が認められた。

○　**入院診療計画**

・入院診療計画書の様式について、参考様式で示している病棟（病室）の項目がない。

○　**診療報酬請求**

・診療録と診療報酬明細書において、診療内容、傷病名、部位について一致しない。

・審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。

○　**一部負担金**

・診療報酬明細書の作成、確認時に算定内容を修正した際に、一部負担金に過不足が生じた場合は、患者に適切に追徴や返金等の対応をすること。